

紛争鉱物および紛争コバルトに関するグローバル方針

特定対象 - 付録参照、派遣社員(ドイツを除く)

1. 目的

紛争地域または高リスク地域 (CAHRA) においては、3TG やコバルトの採掘や取引が武装勢力間での経済的な軋轢を発生させる原因となったり、人権侵害や非倫理的な商慣行に加担したりする可能性があります。Johnson Matthey では CAHRA に該当する地域での採掘事業を行っていませんが、特定の条件下においてはグローバルサプライチェーンを経由して当社がサプライヤーから購入する 3TG やコバルトに当該地域を原産地とするものが含まれている可能性があります。

本方針の目的は下記の事項を確保することにあります：

- 当社のサプライチェーンにおける 3TG およびコバルトの供給が、CAHRA 該当地域の武装勢力による紛争、人権侵害、非倫理的な商慣行に直接あるいは間接的に関与していないこと
- 正当性が確認された 3TG およびコバルトを当社のサプライチェーンに流通させることで、CAHRA における地域経済を責任を持って支援すること

2. 定義

| 用語 | 定義 |
|-----------------------|--|
| 紛争地域または高リスク地域 (CAHRA) | 需要の高い鉱物資源の産地で、武力衝突や紛争後の国力疲弊に苦しむ国や地域を指します。このような地域では、ガバナンスやセキュリティに問題を抱えており、日常的また構造的な国際法違反が行われています。 |
| 3TG | 錫、タンタル、タングステンおよび金を指します。 |
| OECD ガイダンス | CAHRA を産地とする鉱物の責任あるサプライチェーンに関する OECD のデューデリジェンスガイダンスです。 |
| サプライヤー | JM が直接的に取引を行う 3TG およびコバルトのサプライヤーです。 |
| バリューチェーン | サプライヤーおよびビジネスパートナーを含みます。 |

3. 方針

3.1 方針コミットメント

Johnson Matthey では、3TG やコバルトの仕入れに際して下記の事柄を実行します。

- 人権に関し、高リスクが特定された分野では、可能な限りリスク軽減に向けた措置を実施します。また、実際に悪影響が特定された分野では、その影響の性質により、バリューチェーンのパートナーと協働し、必要な是正措置を取り入れます。当社のアプローチは、バリューチェーンにおける当社の位置、ビジネス関係、影響の性質およびその影響に当社が関与する度合いに基づきます。
- 人権に関し、バリューチェーンのパートナーにおけるリスクの軽減や悪影響の是正が不可能な場合は、最終的に係るパートナーとの協働を打ち切る場合があります。

Johnson Matthey では、3TG やコバルトの仕入れに際して下記に上げるようなサプライヤーと取引することはありません。

- 後述の行為から利益を得ている、またはこれらの行為に寄与している、あるいは該当する行為に加担もしくはこれを助長しているサプライヤー：(i) 形態に関わらずあらゆる拷問、残虐行為、非人道的行為、品位を傷つける行為；(ii) 強制労働；(iii) 児童労働；(iv) 性的虐待の蔓延といったその他の甚だしい人権侵害や虐待行為；(v) 戦争犯罪または人権に関する国際法への違反、非人道的犯罪、虐殺；
- 鉱物の採掘、運送、取引、取扱い、輸出を通じて直接的または間接的に非国家武装勢力を支援しているサプライヤー。あるいは鉱区、物流ルート、サプライチェーンの元請業者を違法に統制する公共または民間の治安部隊を直接的または間接的に支援しているサプライヤー；
- 贈収賄・汚職やその他の金融犯罪、または (直接的であるか間接的であるかを問わない) 国際的な制裁措置および輸出管理法令への違反行為を行っているサプライヤー。

3.2 サプライヤーに求められる事項

当社ではサプライヤーに下記の事柄を期待しています：

- 当社の方針コミットメントおよびサプライヤー行動規範が定める原則への遵守
- 自社において調達に関する方針、デューディリジェンスプログラム、管理システムに関してOECD ガイダンスに沿った責任ある方針を定め、業務提携先であるサプライヤーに対して責任ある調達工程の実施を求めていること
- サプライチェーン（対象である場合）において利用する製錬所や精製所が、独立した第三者による監査プログラムによって認証を受けていること
- 相応の理由や時期に基づいて合理的に要求されるデューディリジェンス情報を JM に提供すること

これらの要件を満たすことができないサプライヤーは、当社との取引および事業継続の停止や拒否、中断といった結果を招く可能性があります。

3.3 デューディリジェンス

当社では、OECD ガイダンスに準拠したデューディリジェンスの実施に取り組んでいます。当社に求められる方針コミットメントの要件は次の通りです。

- 何らかの形でサプライヤーとの関係性が生じる場合は、関係構築前またはサプライヤーとの関係が継続する期間中年一回の頻度で適正レベルのデューディリジェンスを実施すること
- 懸念が特定される箇所には、リスク管理戦略を見据えたエスカレーションプロセスが明確に設定されていること

3.4 顧客

JM では、3TG およびコバルトの調達元に関して合理的な時期に顧客から発せられる要請に真摯に対応します。

3.5 実行責任

紛争鉱物とコバルトに関するガイドでは、本方針の遵守に必要となる担当社員の実行責任を定めています。

4. 例外

該当なし

5. 違反の結果

本方針に違反した場合は、解雇を含む懲戒措置の対象となる場合があります。

6. 参考資料

6.1 関連する方針

- 倫理綱領：正しいことを行う <https://matthey.com/about-us/governance/code-of-ethics>
- グローバル人権方針 [Global Human Rights Policy .docx](#)

6.2 関連するガイダンス

- 紛争鉱物とコバルトに関するガイド [紛争鉱物 \(sharepoint.com\)](#)

6.3 関連する資料

- サプライヤー行動規範 [当社との業務提携 | Johnson Matthey](#)

7. 付録

7.1. 文責

| 文書管理における役割 | 職位 |
|-----------------|-----------------------------|
| 承認者 (GLT スポンサー) | 法務責任者およびカンパニーセクレタリー |
| 所有者 | グループの法務責任者 |
| 執筆者 | 倫理、コンプライアンス&サステナビリティ、法律顧問補佐 |

7.2 バージョン管理

| バージョン | 日付 | 変更点 |
|-------|------------|---|
| 1.0 | 2022/11/09 | 変更点 には、以下が含まれます。1) コバルトが対象となる責任ある調達やデューディリジェンスの要件に関する文言を追加 2) 紛争鉱物とコバルトに関するガイドの適用対象となる特定の従業員に求められることとなる重要な責任ある調達メッセージに焦点を当て、担当者の責任と義務を反映させます。 |
| 1.1 | 2024/03/11 | 方針所有者情報の更新 |
| 1.2 | 2024/11/26 | 人権方針との一貫性を保つため、方針コミットメントのセクションを修正。 |

7.3 方針の対象者

| 職位 | 該当の有無 (Y/N) | 業務関連方針の適用対象 |
|--------------|----------------|--|
| 管理 | | |
| セキュリティ | | |
| IT | | |
| 企業行動 | | |
| 財務・経理 | | |
| 人事 | | |
| 法務・知的財産 | | |
| プロジェクトマネジメント | | |
| 研究開発 | | |
| 技術部 | | |
| EHS | | |
| 製造 | | |
| サプライチェーン | Y | ディレクター、マネージャー |
| プロキュアメント | Y | ディレクター、マネージャー、バイヤー、管理者 |
| 物流・企画 | | |
| 品質管理 | | |
| 営業 | Y | ディレクター、マネージャー、アナリスト、スペシャリスト、スーパーバイザー、セールス担当、アドミ、サポート |
| マネジメント | Y | GLT |